

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル以上で、かつ、その出力が5キロワット以上<u>50キロワット未満</u>のものをいう。</p> <p>(4) マイクロ風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル未満で、かつ、その出力が5キロワット<u>以下</u>のものをいう。ただし、その構造が自立しておらず、建築物、構造物その他の設備等と一体となっており、かつ、発電により得られた電力を自ら消費することのみを目的としたものを除く。</p> <p>(5)～(10) 【略】</p> <p>(11) 道路 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路</p> <p>イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に規定する道路（同条第6項の規定により同号に規定する道路とみなされたものを含む。）</p> <p>ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号イに規定する道路（同法第40条第1項又は第2項の規定により同号イに規定する道路とみなされたものを含む。）</p> <p>エ 農業用道路</p> <p>オ 林道</p> <p>(12) 【略】</p> <p>(設置場所)</p> <p>第3条 事業者等は、<u>小型風力発電設備等を設置するときは100メートル</u>（当該小型風力発電設備等がマイクロ風力発電設備である場合にあっては、50メートル）又は当該小型風力発電設備等の最大の高さの3倍に相当する距離のうちいずれか長い距離以上住宅等から離れた場所に設置しなければならない。ただし、マイクロ風力発電設備については、規則の定めるところにより、当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から100メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等の管理者の同意が得られたときは、この限りでない。</p> <p>2 事業者等は、<u>小型風力発電設備等を設置する場合は、道路から当該小型風力発電</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル以上<u>200平方メートル未満</u>で、かつ、その出力が5キロワット以上<u>20キロワット未満</u>のものをいう。</p> <p>(4) マイクロ風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル未満で、かつ、その出力が5キロワット<u>未満</u>のものをいう。ただし、その構造が自立しておらず、建築物、構造物その他の設備等と一体となっており、かつ、発電により得られた電力を自ら消費することのみを目的としたものを除く。</p> <p>(5)～(10) 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>(11) 【略】</p> <p>(設置場所)</p> <p>第3条 事業者等は、<u>小型風力発電設備を設置するときは住宅等から100メートル以上</u>、マイクロ風力発電設備を設置するときは住宅等から50メートル以上離れた場所に設置しなければならない。ただし、マイクロ風力発電設備については、規則の定めるところにより、当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から100メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等の管理者の同意が得られたときは、この限りでない。</p> <p>【新設】</p>

設備等の最大の高さに相当する距離以上離れた場所に設置しなければならない。

3 **〔略〕**

4 **〔略〕**

(標識及び柵等の設置)

第14条 **〔略〕**

2 前項の柵、塀等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 外部から小型風力発電設備等へ容易に立ち入ることができないような高さであること。

(2) 外部から小型風力発電設備等に触れることができない距離に設けること。

(3) 容易に移転し、又は除却することができない堅固な構造とすること。

(4) 出入口は、施錠ができるものであること。

(5) 外部から見やすい箇所に看板を設置すること等により、小型風力発電設備等へ立ち入ることを禁止する旨を表示すること。

3～5 **〔略〕**

(勧告)

第20条 **〔略〕**

2 市長は、前項の規定による勧告を行った場合において、必要な改善が行われたと認めるときは、その旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

(命令)

第21条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 **〔略〕**

3 前条第2項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

(関係機関との連携)

第24条 **〔略〕**

2 市長は、この条例の施行に関し必要と認めるときは、この条例の規定により取得した情報及びこの条例の規定による措置に関する情報を前項に規定する関係機関等に提供することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 **〔略〕**

3 **〔略〕**

(標識及び柵等の設置)

第14条 **〔略〕**

2 前項の柵、塀等の出入口は、施錠ができるものとしなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3～5 **〔略〕**

(勧告)

第20条 **〔略〕**

〔新設〕

(命令)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 **〔略〕**

〔新設〕

(関係機関との連携)

第24条 **〔略〕**

〔新設〕

2 この条例の施行の日前に設置され、又は同日前に受けた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備である小型風力発電設備等（稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例附則第2項の適用を受ける小型風力発電設備等を除く。）についての改正後の第3条の規定の適用については、なお従前の例による。